日本語学習教材給付事業実施要領（外国人学校）

１　目　的

この要領は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国につながる子どもに母国の教育を行う外国人学校（以下「外国人学校」という。）に所属する子ども（その保護者を含む。以下「所属児童生徒」という。）に対して、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日本語学習教材給付事業を実施するために必要な事項を定める。

２　助成対象

本事業の対象となる外国人学校は、静岡県内に所在し、本国政府から学校としての認可を受け、その認可内容を遵守した教育が実施されている学校とする。

３　助成内容

外国人学校が日本語学習に必要とする教材の中から、子ども一人当たり年間2,000円を上限に日本語学習教材を給付する。ただし、所属児童生徒が、国、県及び県関係団体、並びに市町から教材費について補助その他の助成を受けていないこと。

４　助成の申請及び給付

外国人学校は、所属児童生徒の申請を取りまとめ、日本語学習教材給付申請書（様式１）により、協会に申請する。申請の時期は、協会が別途指示するものとする。

協会は、書類を審査の上、日本語学習教材を外国人学校を通じて所属児童生徒に給付する。

５　助成の返還等

協会は、以下の事由が判明した場合は、外国人学校に対し助成の返還を求める。

(1) 外国人学校が、偽りその他不正な手段により助成を受給したとき

(2) 外国人学校が、助成を目的外に使用したとき

附　則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。